

○山内座長 おはようございます。それでは、第9回議会制度研究会を始めたいと思います。

最近35度を超えないと暑いなんて言えないような感じになってきて、自分自身が麻痺しているのかなと思うこのごろですけれども、元気を出して、きょうもよろしく願いいたします。

それでは、本日の議会制度研究会に、小松委員より欠席の届けが出ておりますので、ご報告をいたします。

それでは、議会制度研究会、検討分類における「施設整備」についてを議題といたします。

資料1をごらんください。一番左側の列の分類の欄の上から5つ目に施設整備がございます。本日は、この施設整備のほか、前回の議研であべ委員のほうからご提案がございました議員ポスト投函資料のデータ化を資料一番下に掲載、あわせて協議していきたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。今回も項目が5つと大変多いので、時間の都合上、申しわけないんですが、1つの項目当たり20分を目安として進行していきたいと思っておりますので、ご協力のほどお願いをいたします。

それではまず、1階・地下1階に登庁ランプ設置から協議を始めたいと思います。

では、提案の趣旨を民主の中村委員よりお願いをいたします。

○中村委員 ご存じのとおり、この議会棟は4階が事務局で5階が控室になっておりまして、最初に来た議員の方は4階で必ずおりて、かぎを受け取ってから5階に上がるという状況になっております。だれが来たかどうかというのが現状、地下1階、1階から上がってきますとわからない状況になっておりますので、そこに登庁ランプがあれば、もう来ているから部屋はあいているんだなということで、4階でおりずに5階まで上がってこれるというのがスタートなんですけれども、お金がかかりますという話が出てくるかと思うんですが、この議会なのか、ほかの庁舎はわからないんですけれども、全フロアにあるんですよね、2階、3階は。役所の各課のところなのか、登庁ランプはあるんですよね。

○山口委員 3階だけじゃない。

○中村委員 3階だけですか。

○山口委員 わからない。

○中村委員 ちょっとごめんなさい、そこを確認させてもらいたいんですけども。

○星区議会事務局次長 現在、ボタンを押せるタイプが、第2庁舎の4階と5階に各1台、表示のみのタイプが、事務局の室内に1台、第1庁舎の3階の区長室、副区長室、総務課の前に各1台を設置してまして、計6台ということです。

○中村委員 ちょっとお金の問題もあるかと思うんですが、そうしていただけるといいかなと思って。人が来ているのか4階でおりてチェックをして、ついていたなとか、5階まで上がったんだけど、ついていないからもう1回4階でおりて、また5階まで上がってくるとかがないので、あればうれしいなということです。ぜひご検討いただけると助かります。

○山内座長 中村委員、区民向けのものですか。

○中村委員 もちろん区民も、どの議員が来ているのかななんてことももちろんチェックをしたいのかなと思いますので、1階にはあってもいいのかなというふうに思います。

○山内座長 それでは、このことについて、各会派、意見を持ち寄っていただいていると思いますので、お話しなされた会派がありましたら。

○あべ委員 私は中村委員の提案に賛成の立場からちょっと意見を申し上げたいんですけども、第2庁舎は、第2庁舎の入り口そのものに世田谷区議会と大きくどんと書いてありますよね。皆さん知っていますよね。ですから、その正面の玄関から入ったところに区議会議員の出退表が見れるというのは、物理的には不思議なことでもないし、かえってあったほうが区民の皆さんにも、きょうは議会の議員さんはこんなに来ているんだとか、例えば議会そのものにも関心も持ってもらえるでしょうし、先ほど中村委員が言われたような実益的なものももちろん我々議員としてもありますし、そういう意味では、当面庁舎の建てかえがないのであれば、第2庁舎、議会棟の1階に出退ランプを設置してもいいんじゃないかなという意見です。

○中里委員 ちょっと質問ですけども、前にたしかウェブカメラか何かでイントラネットで課長さんなんかも確認できるようにするとかという話があったような気がするんですが、その辺は今どうなっているんですか。

○星区議会事務局次長 庁内に配信しています。

○あべ委員 現在やっているの。

○星区議会事務局次長 内部の職員に対し、カメラで映した画像を庁内のネットに載せる

という仕組みで実施しています。

○大庭委員 インターネットに載せてしまえばどこでも見れるじゃない。だから、スマホか何かで見ればだれでもぱっと見れるわけだから、それぐらいやれば、ただじゃないけれども、スマホが要るかもしれないけれども、スマホでも、パソコンなり、タブレットがあれば、その場で確認できますよねという感じですよ。だから、それをちょっと一手間かけてくれれば、きょうはだれが在庁しているのかというのはいつでもどこでも、別にここに来なくても世界じゅうどこでも確認できるみたいなものなんだから、それは別にそちらのほうで隠す必要はないんじゃないのという感じがする。

それから、中村委員が言われたことの根本的なものからすると、ドアのかぎを変えたほうがいいんじゃないの。暗証番号的なものとか、一々こういうふうにするというのもどうなのかな。一々借りるのが面倒だということからすると、かぎを変えたほうが早いかなという感じもするんだけど。それは回答はどうなの。

○星区議会事務局次長 まず、その出退表示板をインターネットに載せるということについては検討してからでないと、ここでできるできないの返事はすぐにはできません。

○大庭委員 物理的にはできるのよ。それを議会が公開されるのが嫌だとかいいとかというのはあるかもしれないだろうけれども、それだけの問題でしょう。だって、物理的には、要するに、お金が幾らかかるかわからないけれども、ただ、ウェブカメラとそれをインターネットに載せるということだから、そんなに難しいことじゃないんじゃないかなという気はするんだけど。

○星区議会事務局次長 仕組み的には、おそらくできるのですが、どのような課題があるかを含めて検討しないと返事ができません。

それから、ドアのかぎの話ですが、こちらもおそらく技術的には可能だと思います。ただ、暗証番号でやりますれば、番号をご存知の方は当然入っていけるのでしょいうけれども、ほかの方が来たときの対応などに対してどのような形になるのかという課題はあると思います。

○大庭委員 すべてのマスターキーはあるの。

○星区議会事務局次長 おそらく、マスターキーをつけるなど、いろいろな工夫はする必要があるとは思いますが、それで中村委員が言っていたようなことの解消につながるのかどうかということだと思います。技術的には確かに可能だろうという気がしますが、そのような課題、ほかの環境整備としての課題がどのようなものがあるのか検討した

上でないと、そのような方法がいいかどうか、わからないと思います。ですので、そのようなものについても、もし必要であると、皆さんがここでそのような議論であるならば、課題として検討はしたいと思います。

○山内座長 話が区民のためのものであるか、議員の利便性か、それともセキュリティーかと分かれてきちゃったから、これをまとめていかなきゃいけないんだけど、あくまでも議員の登庁ランプということで話をしてもらって、その後についてくるものについてはまた別に話をしてもらったほうがいいんじゃないかなと思うので、それで進めさせていただきたいと思います。

○下山委員 今の座長のお話にもありましたけれども、確にかぎを借りるとかという1つの作業が必要になるかもしれませんけれども、やはり区民のためになるんだったら、私は必要だと思いますけれども、例えばボタンを押すのが地下だとか1階だということであれば、恐らく接続だとかある程度の費用とかもかかると思いますから、かぎを借りることくらいはやはり私はやってもいいのかなと。あえて言わせていただければ、先ほど言ったパネルか何かで、いわゆるディスプレイを置いて、それを映して、地下とか1階にあってもいいと思いますけれども、ボタンを押す作業というのはあくまでも4階、5階で、今の現状で十分じゃないかと思います。

○羽田委員 先ほどあべ委員が言われていましたけれども、対外的には私はあったほうがいいと思っているんですね。つまり区民向けといいますか、区民が来て、すぐわかるというか、きょうはだれが来ているのかとか、どういう会派がいるのかということもそうです。それからあと、ほかの視察なんかに行って、大体1階に行くとありますよね。あれはボタンは多分別になっているところもありますから、要するにボタンはともかくとして、表示は1階にあってもいいんじゃないかなと思います。それは私の場合は専ら区民のためですけれども、自分たちのためは別ですよ。

○大庭委員 私が言っているのも区民のためよ。インターネットというのは、要するにここに来なくても、だれが今いるのかということで、電話をかければつながるかなとか、連絡をとるために、今ランプがついていれば控室近辺にいるんだろうということで電話をして問い合わせることも区民はできるじゃないですか。だから、それは、例えばあのボタンとそれから議会のホームページというのはつながるはずだと思うんだよね。ボタンを押せば、要するにあそこのところに何か印がぱかっとつく。だから、インターネットで議会のホームページを見ると、今だれが来ているのか、登庁しているのかというのはわかるぐ

らの仕組みというのは、ちょこちょこやればできるはずだと思うんだよね。これから考えたときに、そういう工夫もしたほうがいいんじゃないのと僕は思うわけ。

○高久委員 私もだれが来ているかどうか、またかぎをとるためとかということで、1階とか地下1階に登庁ランプを設置するというのであれば、そこまでする必要はないのかなんていうふうにはずっと思っていたんです。逆に来庁された区民の方が、議員が来ているかどうかというのを確認するという意味では、先ほど羽田委員がおっしゃったように、我々も視察に行ったときに、1階に置いてあるケースというのは結構見ていましたので、そういった必要性はあるのかなと思うんですけれども、でも、1階に議員の出勤のランプがないと困るという話は余り聞いてはいないので、現実問題どうなのかというのは私はちょっとわからないんです。でも、そういったものを置くとなればやっぱりコストもかかるので、実際的に本当に必要なかどうかというのはもう1回議論しなきゃいけないとも思いますし、同じようなものを1階につくるんじゃなくて、例えばテレビのモニターみたいなのがあって、そこで映すというやり方であれば、結構安く済むのかなというふうにも思うんです。いずれにしても、もし区民のためということであれば、本当に1階に置くのが必要なかどうかということも含めて検討する必要があるのかなというふうには思っております。ちょっと個人的な意見でありますけれども。

○中里委員 うちの会派でも、ほかの自治体の役所なんかに行って、1階にあるのを見て、本来こうあるべきじゃないかという話はよく出ますので、表示板が1階、役所に来た区民の方にぱっと目に入るというのはいいんじゃないかなというふうには思います。ただ、経費云々ということで言えば、大庭委員が言っているように、今やっているウェブカメラで撮っているものをそのまま外に流しちゃうのが一番安上がりな気はしますけれども、どこまでも見れるわけなので、これはもうちょっとうちの会派のほかの人の意見も聞かないと何とも言えないんですけれども、安上がりという点では、それが一番安上がり、広く見せることができるやり方だなというふうには思います。

○大庭委員 もっと安上がりな方法は——だってアナログじゃないですか。その表をウェブカメラで映して、それをここで見えるという形、そうじゃなくて、そのもの自体をデジタルにして、要するにインターネット上で映るような形にして、テレビもインターネットをそこで表示しておけば、別に映すものじゃなくて、インターネット上、そこに表示しておけばいろんな形で使えるわけだから、ある意味そっちのほうの方が安上がりで、用途として広範囲に使える。だから、ネット上に載せて、それを映すという形に持っていったほう

が、アナログを入れて、途中でカメラを映して、それを映すというのは、これから余り拡張性がないやり方だから、やっぱりネット上でちゃんときちっとやったほうが僕はいいと思います。そうすると、どこでも見れると思います。

○あべ委員 大庭委員の言っていることは全然否定しないんですけども、ただ、今提案で出ているのは、ハード的にこの庁舎に1階につけるかどうかという話だから、その話の後に、また拡張性の問題でインターネットの話というのはしたほうがいいのかなというふうに思うんですけども、実際に庁舎に来たときに、区民の目に、議員の出退表があって、議員が来ているのかなというのが見れるところは現状ないですね。議会事務局だとか議会の4階、5階というのは、議会に用事がある人しか来れないし、一般の区民の方が見れるところというのは、今現状はどこにあるんですか。

○星区議会事務局次長 今お話しのとおり、第2庁舎の1階にはございません。総務課の前の出退表示板は通路側に設置されていますので、一般の区民の方も目にすることはできます。第2庁舎は4階まで上がってこない、議会棟の中でないと見られないという状況です。

○あべ委員 あとは区長室とか、副区長室とかにありますけれども、それは一般の区民の方の目にはほとんど触れないところにしか設置がないんですね。だから、それをほかの自治体の議会の現状と比べると、議会棟があれば、大体そこの入り口に設置がしてあって、この議員は来ているんだなというのは、私が言うまでもなく、皆さんいろいろなところに視察に行かれていて、現状はご承知いただいているとおриだと思います。そういう意味では、中村委員が言っているように、1階に設置しても、特に問題があるかなということではなくて、逆にほかの自治体と同じようなことを整備するという意味では、ちょっとおくれればせながら感じなんでしょうけれども、設置してもいいのかなと。

それと、大庭委員が言われたようなインターネットの問題も、それも含めてになっちゃうと、どっちがいいかという話になっちゃうから、まずは1階に設置するかという議論をしていただいて、あとインターネットのほうは、もちろんコストも余りかからないということだから、ただ、それこそ今大庭委員が言われたように、全世界どこにいても見れるということに関しての議論というのも、私は別に問題ないですけども、各会派の考え方というものもあるでしょうから、今すぐに結論が出るというものではないでしょうから、その辺も含めて議論をしていかなくちやならないかなと思っています。だから、1階に設置というのは、まずそこを考えていただいたほうがいいのかなと思います。

○高橋委員 これは1階によく設置されているのを行政視察で見ますけれども、これはしているところとしていないところは調べたことはあるんですか。

○星区議会事務局次長 まず、調べたことがあるかということについては、調べたことはございません。

そもそもの話に戻ってしまいますけれども、本来、議員が招集に応じて議会に登庁していることを会議規則上、議長に報告しなければいけません。そのためのに設置されているのが、この出退表示板です。したがって、議会の中にまず設置してあるというのが前提です。おそらく区長室などについては、当然区長は招集権がありますから、どのような出退状況になっているのかをお知らせするという意味でつけています。ですので、そのような意味からすると、当時は区民のために設置しているという前提ではなかったのではないかと推測できます。ただ、今日状況の中で、議員さんの状況を区民にもっと知らせたほうがよいという意見もあるので、そのような議論がされていると思うのですが、そもそもの設置自体は、会議規則上、登庁を議長に知らせるためにつくられているというのが前提です。

○あべ委員 出退表のだれが議員が出てきているか云々かんぬんという話で、それを区民に知らせますよということになってしまうと、例えば朝来て、ぴっと押して、あとはずっと外出でもいいわけですよ。そんなことで出退がどうのこうのとかなんとかを区民に知らせることの意味というのは、僕は全くなくて、ただ、技術的な問題で1階に設置をして、そういうハード的なものでアピールするということは必要かなと思うけれども、今言ったように、区民に対して議員が出席しているかどうか云々かんぬんということの必要性と言うけれども、逆に悪用する人も出てくると僕は思うよ。何か知らないけれども、朝来て、ぴっと押して、あとは庁舎を歩いていましたとか、出かけていましたと言えればいいわけだから、そんなものは2次的な話で、くだらない話に発展するような気がして仕方がないんですよね。

○中村委員 いろんなご意見、まさかこんなに発展するとは思っていなかったんですけれども、いろいろと真剣にご議論いただいてうれしく思います。やはり区民向け、そもそもの話もありましたけれども、おおむね僕の受けているところとしては、予算の問題のところというのがやっぱり1つ大きなポイントなのかなと思うので、もし可能であれば、1度その形をつける、もしくはもっと安いことでできるというようなことが出てこないか、もうちょっと、じゃ、いきましようとか、じゃ、やましようという話にならないのかなと

思うので、調べていただいて、次回とかという形にはならないんですかねと思っております。

○山内座長 基本的には、1階の部分に掲示板を設置するかどうかということは大きな問題であって、その後、インターネットを利用してやるということに発展していくのかもしれませんが、今回のところは、各会派に持ち帰ってもらって、本当にそれが必要であるかということをもう1度検討してもらって、次回出していただきたいなと思います。例えばその掲示板をつくった場合、設置した場合、どういう工事があって、費用がどのくらいかかるかというのも事務局のほうで一応調査をしていただいて、そんなに強烈に高いものでなければ、それは可能であると思うけれども、ただ、けたがすごかったみたいになっちゃうと考えることがあるかもしれない。そこまでの調査と、それから各会派でのお話、おおむね聞いたら、ほとんどの会派はあってもいいけれどもというような、けれどもがついたような話だったのでね。

○大庭委員 まぜ返す話になっちゃって恐縮なんですけれども、中村委員が言われたのは、要するに地下1階でエレベーターに乗るときに、4階に行くべきか、5階に直接行けるか、それが迷うというところじゃないですか。

○中村委員 それもあります。メーンは区民のためです。

○大庭委員 区民のためというところをもっと省いて、我々の便宜のためということだけに限定すれば、例えばあそこに簡易ホワイトボードみたいなのを置いておいてメモを、要するにおれは来たよとか、何月何日に来ているよとかいうようなものだったら何千円ぐらいで——書きに行くのか。でも、先に来ている……。

○中村委員 地下1階と1階と、両方から入る人がいるので、そうすると、またおりて書かなきゃいけないという手間もあるものですから、それは逆に余り変わらないですよ。

○大庭委員 そういう安上がりな方法もあるかなと、要するに便宜だけを考えれば。

○高橋委員 3人なんだから、それは電話すればいいじゃない。

○中村委員 そうなんですけれども。

○山内座長 その話はまた各会派で自分たちでやればいいことであって、せっかくこれで提案されたんだから、さっきの言ったことは事務局でちょっと調べていただいて、次回までに結論を出してもらいたいなと思います。

大庭委員のほうから提案された件についても、また別の項目で話される内容になるんじゃないかなと思いますので、またどこかで出していただければありがたいけれども、だん

だん時間がなくなってきたよね。

それでは、登庁ランプの件につきましては一応これで終了して、事務局のほうで参加されていない会派のご意見も聞いておいていただきたいと思います。各会派とも次回の協議で妥協点が見出せるよう……。

○山口委員 持ち帰りでも多分うちでも議論する場合に、ある程度金額とかそういうのがわかってこないと議論はできないと思うので、それは事前に会派のほうに……。

○星区議会事務局次長 調べ次第、正副のもと各会派へ情報提供させていただきたいと思っています。

○山内座長 では、そのようにお願いいたします。山口委員、どうもありがとうございます。ということで、議論をしてきてください。

次に、4階・5階のセキュリティーについて協議に入ります。

それでは、提案の趣旨を民主のほうからご説明をお願いいたします。

(議事堂のセキュリティーに関する事項のため非開示)

○山内座長 それでは、方向性は大体決まってきたようだと思うんですけども、もう1度、セキュリティーの内容ではなく、各会派のセキュリティーに対する思いのことを次回まとめたい。だから、早急に出すのではなく、もう1度お話を聞いて決めていきたいと思っていますので、よろしく願いをいたします。

次に参ります。ちょっと時間をオーバーしちゃってごめんなさい。倍かかっちゃった。次に、議事堂に公衆無線LAN設置についての協議に入ります。

この提案はあべ委員のほうからお願いします。

○あべ委員 これはすごく簡単に設置できると思うんですけども、今モバイル環境が必要なところって多いじゃないですか。例えば 아이폰 だとか、スマートフォン だとかというので、無線LANがあったほうが良いという環境のところも多いですし、あと各会派でも今インターネットを接続しているパソコンも配置をされていますけれども、それぞれ

個人のパソコンを持ってきたりなんかというような、必要性もあって持ってくることも多いんですけれども、例えば電話回線を引いてネットの環境をとというと、それなりに費用がかかってしまいますよね。それぞれの会派に引いたりとか、やっているところもあるんでしょうけれども、大変コストがかかるんですけれども、ただ、世田谷の区議会では、インターネット環境を図書館なんかにも引いていますし、環境整備に関しては、そこへ、引いているところにいわゆる無線LANのルーターをつければそれで済む話ですよね。ですから、各会派で政調費から維持費を出すというよりは、議会の設備の1つとして設置をしていただいたほうが、コストも、それぞれがやるというよりも、議会の中に来れば無線LANは使える。ルーターを1つ設置すれば、それに対するログインのIDを設定するだけで使えるわけですから、そういう簡単なルーターを買うだけで多分できると思いますから、やっていただいたらどうかという提案です。

○山内座長 このことに対して……。

○中村委員 来てやれるのは僕は楽だと思うんですけれども、コストを政調費で出せば、イー・モバイルだから、ここでしか使わないわけではないので、結局どこか別のところでも使えるように持って、携帯をしているということを考えると、政調費として個人的には下がるということではないかなと。結局持っているので。ここでしか使えないとなると、やっぱり結局必要になってきちゃうので、そうすると、個人的にはその契約でどこでも使える環境にあるのかという感じですかね。

○あべ委員 理屈がわかっているかどうかで温度差はあると思うんですけれども、ただ、個人的に抛出をして、もちろん携帯用のWi-Fiか何かを持っているという場合には必要はないかもしれないんですけれども、世田谷の議会の設備の1つとしてWi-Fi環境があって、議員さんだったら、IDを知っていれば接続は可能だという環境が、別にお金がかかるわけじゃないから、つくったらどうですかという、それだけの話です。いわゆる無線LANルーターをつけるだけですから。

○中村委員 お金はかからないんですか。

○あべ委員 かからないです。だって、インターネットを引いているものに接続するだけだから。接続IDを皆さんが知っていればいいだけの話なんですよ。

○下山委員 そうすると、あくまでも議員が使うということですよ。当然そういうことですよね。

○中村委員 僕も詳しくないので申しわけないですが、ただなのであれば、確かに

忘れましたというときにここでもインターネットにつながれるので、あればいいというのはありますよね。

○あべ委員 家庭でインターネットを無線LANでつなぐというルーターがあるじゃないですか。それはインターネットの回線があって、それが無線LANのルーターをつないでいるだけなんです。そこから電波が出ているだけで。それと同じようにルーターをとっつけてくれれば、そうすると、その無線LANのIDを皆さん、例えばモバイルなり、パソコンなり、ラップトップか何かでつなげるという環境があれば、IDを——今どういう無線LANの、これだなと思ったら、それにIDを入れるだけでつながるということです。だから、お金はかからないから、いかがですかというだけの話なんです。

○中里委員 うちは会派で設備というか、Wi-Fiの環境は購入して、政調費で賄ってやっていますけれども、ほかの会派さんでもやっているところがあると思うんですけれども、今の提案だと、議会全体で1つの環境をつくってということだと思いませんか。でも、コストがかからないとはいっても、その1回線の契約があるし、Wi-Fiルーターも買わなきゃいけないし、議会全体でみんなで使うとなると、全体で費用分担するのとか、何かそんな話になってくるんですか。

○あべ委員 そうじゃなくて、今既に事務局では、図書館にしても、インターネットを引いている環境というのはありますよね。イントラとは別に。

○中里委員 区の回線を使うと言っているの。

○あべ委員 事務局というか、区の中で独立したインターネットの回線ってたしかありましたよね。そこにルーターをつけちゃえばいいだけの話です。

○星区議会事務局次長 私も知識が余りないので、その仕組み自体がよくわからない部分があるのですが、課題として整理しておかなければいけない点が、中村委員と中里委員から出た政務調査費との関連だと思います。議員に対して使えるようにするには、確かにルーターを買えばいい。経費がほとんどかからないといっても、公費は支出するわけです。議会活動という形で支出する場合であれば、公費という形でよいと思いますが、議員活動ということでしたら、政務調査費というお金が出ています。通常はそちらを使うのが原則になると思います。議会の中での公式な会議では現在使っていないわけですから、議員が控室などで、どのような形でそれを使うのかということになると、議会活動よりも議員活動という性格のほうが強くなるのであれば、どちらかというと、そのお金の性質上、政務調査費ではないかと。ですので、そのあたりのことは、お金の大小にかかわらず、整理す

る必要があると思います。

○あべ委員　そこは今の次長の言った整理の仕方と私はちょっと考えが違うのは、例えば議会図書館でありますよね。それは別に政務調査費で費用を賄っているわけじゃなくて、議会の施設としてあるわけですよね。それと同じように議会のハードとして無線LANが使えますよということだったら、それは、例えばアパートを借りてもインターネットを使えますよというアパートもあったりするのと同じで、それは1つのハードとして、設備として設けてほしいという話をしているんですよ。ただ、それは既に世田谷の区議会の事務局なりなんなりにインターネットの環境を引いているのであれば、ルーターを設備として買っただけならば、それは別に皆さんに割り振って、通信料がまた1人ずつふえますよなんていう話ではなくて、アクセスキーを持っていれば接続は簡単にできるわけだから、そういう施設を整えてほしいと言っているだけの話ですよ。それで、通信料がふえたりなんかするわけでも一切ないわけですから、施設としての整備を、無線LANルーターを1つ買ってくればいいんですよということなんですよ。言っていることわかりますか。

○中里委員　庁内LANには勝手に機械を接続できないという、これはセキュリティー上の問題なので、議員が使うということで、今の庁内LANを使うという話はありません。別の回線を新たに引くというか、無線のものもありますから、実際に線を引き必要はないんですけれども、議会としてなのか何なのか、別の回線を確保するという話になるんだと思うんですね。

○あべ委員　違う。別の回線で、現在あるでしょう。インターネットだけの回線でたしかあったはずだよ。イントラにつながっていないものってあるでしょう。

○星区議会事務局次長　図書館の中にはあります。ただ、図書館というのは、法に基づいて議会として図書館を設置しなければならないことになっており、当然そこにはいろいろな本類等を所蔵しているわけですが、書籍では賄えない場合に対して利用してもらおうという1つの考え方、図書館の1つの機能として設けているということです。それは公費で出すという形で考えてきています。ただ、そこに、議員が自分の控室で何かを調査したいからといって使うものが、必ずしも、その図書館で使っているものとイコールになるかどうかというのは、課題としては残ると思います。それは、逆に言うと、政務調査費というお金が出ているので、そちらの可能性のほうが強いという考え方もあり、そこは整理する課題ではなかろうかということで申し上げます。

○あべ委員　だから、何回も言いますが、現状は、世田谷区というのは、インター

ネットなりなんなりに接続する環境としては、イントラネットとインターネットとはっきり言って分けているんです。議会でも何回も、これはセキュリティーの話で分けなさいという話もしたから、各職員の皆さんのテーブルにあるパソコンというのはイントラで結ばれているんですよ。だから、それを直接使うというのは、セキュリティー上、ウイルスの問題もあつたりなんなりで、じゃ、インターネットと分けましょうということで、図書館なんかにあるパソコンはインターネットに直接つながっていて、イントラとは関係ない、接続されないようになっているものと契約をしているんですよ。単独で引いているということ。だから、その単独に引いているものに無線LANのルーターをつければ、我々はこの議会の中とか、半径何百メートルの圏内だったら、それはIDでアクセスすれば使えるんですよということを言っているんですよ。だから、持ち出しの費用はルーターというのを、せいぜい1万円ぐらいのルーターを1つ買うだけで済むんですという話なんです。簡単な話なんだ。

○山内座長 簡単な話のようだけれども、議員活動において控室に入れば、それは自分たちのところでできるわけでしょう。だから、今委員会室も議場も一応持ち込みはなしになっているから、だから、使えるとすると、そこの廊下と階段部分ぐらいだね。

○あべ委員 控室。

○山内座長 控室は今皆さんちゃんとやっているわけでしょう。それなりに確保している。

○あべ委員 それは個人の話でしょう。

○大庭委員 今控室の中にあるパソコンにつながっているものがインターネットの線であると。

○あべ委員 あれはイントラでしょう。

○大庭委員 あれはインターだよ。

○尾崎区議会事務局長 イントラネットは、どっちかというと庁内回線なものですから、議員さんのほうとは別回線になっています。各会派にはインターネット回線をそれぞれご用意していて、各会派でパソコンでプロバイダー契約をしていただいて、今準備しているのは有線になっているんだと思うんです。だから、それはどっちかという、政務調査費なり個人でご用意していただいているものなんです。

さっき次長が申し上げたのは、例えば図書室にも1つパソコンが置いてあります。あれも要するに有線でつないであります。あれはあくまでも図書館の機能の補完的な機能とし

て、何か足りないこととか、検索することがあるときにお使いいただくために、いわゆる図書館の附属物として置いてある。インターネット回線につないだパソコンをご用意してある。各控室で、パソコンの回線は持ってきていますけれども、それをパソコンにつないで、いわゆるインターネット検索、プロバイダー契約してインターネットをなさるかどうかというのは、各会派のいわゆる議員活動としての今位置づけでやっているの、政務調査費だったり、個人だったりされると思うんですけども、それぞれでやっておられる。

無線LANというのは、回線をつながなくてもとれるでしょうというお話だと思うんですけども、そうすると、公費でもってそれをやるといっても、じゃ、控室の有線のパソコンというのは政務調査費で対応されているものとのもう1回切り分けが必要となるんでしょうねというのが先ほどの次長の話だと思いますので、さっき座長が言われたみたいに、控室にあるのであれば、あと使うとすれば廊下とか、そういうところぐらいしかないの、どうなんだろうとか、今そんな状況かなと思います。

○あべ委員 ちょっと僕も逆に疑問というか、わからなくなったのは、議会から各控室に会派ごとにパソコンを割り当てられていますよね。あれはインターネットなんですか。イントラなんですか。

○星区議会事務局次長 あれはイントラです。

○あべ委員 あれはイントラでしょう。

○尾崎区議会事務局長 例規とか、ああいうのを検索するための用具なんです。インターネットとは、プロバイダーとは接続していない。

○あべ委員 あれはイントラでしょう。そうすると、各会派には、自前で引いた場合にはインターネットを引けるという環境で、回線は設置していますよということなんでしょう。

○星区議会事務局次長 失礼しました。認識がちょっと違ったみたいで、イントラ、中の例規集と、インターネットも会派のもので見られるそうです。

○あべ委員 見られるのはそうだけれども、僕が聞いているのは、回線そのものがイントラの回線を使っているものなんですか。それとも単独のインターネットのものなんですかと聞いているんですよ。

○中里委員 前に所管に聞いたことがあるので、ちょっと正しいかどうか確認してほしいんですけども、たしか庁内ネットは3種類あって、1つがメインフレーム系の1ネット

だと、もう1つはオープン系のシステムにつながっている2ネットだと、もう1つがインターネットとも接続できる3ネットだと。控室に入っているのは3ネットということじゃないの。

○星区議会事務局次長 そのとおりです。3ネットです。

○中里委員 だから、イントラネットなんですよ。あれは庁内ネットワークということですよ。庁内ネットワークであれば勝手にいろんな機械をくっつけるというのはできないというルールですよ。

○あべ委員 だから、あの各控室にあるイントラにいわゆる無線LANルーターをつけちゃうというのは、これはだめなんです。そうすると、控室でインターネット回線単独のものをとった場合には、線は来ているから、あとはプロバイダー契約をしてそれぞれの議員で政務調査費でやったらどうですかという話なんでしょうけれども、それだと、それぞれがみんな同じことをやるために、それぞれ電話回線か何か引いてプロバイダー契約をしてという形になると、月々持ち出しもみんな多くなるから、議会で単独で引いている図書館にある回線が、多分単独の回線でしょうから、それにルーターをつければみんなが利用できるじゃないですかという話を僕はしているんですよ。それだけの話。

○下山委員 あべ委員の話もよくわかるんですけども、やはりそれぞれの会派の中で、例えば故障しちゃったとか、うちの中でも時々あるんですね、つながらなくなっちゃったとかいろいろね。そういうときの対応は、やはりそれぞれの会派とかがやったほうが問題は起きないんじゃないかなと思うんですけども。

○あべ委員 それは16人とかいる会派で1つ引いていてというならば、うちは1つ回線を引いているからということもあるかもしれないけれども、僕は1人会派が5人世帯で入っているところにそれぞれ1つずつ回線を引いて、それはもちろんそれぞれが政務調査費をもらっているんだから、それぞれ単独で引きましようといっても、それはできますよ。でも、無駄だなということなんです。議会でも単独で引いているものがあって、それで、それにそういうルーターをつければみんな使えるわけだから、議会のハードのいわゆる設備として、大してお金もかからないし、1万円ぐらいのルーターを買ってくっつけるぐらいはできるんじゃないですかということを言っているだけなんです。

例えば、今控室でたまにおかしくなっちゃって使えないというときには、じゃ、議会内の無線LANに接続すればつながりますよということは、逆に補完的に使えるということですよ。ケーブルだけじゃなくて、無線LANがあれば、無線LANに接続できるパソコ

ンなり、モバイルなりという環境であれば、ＩＤを入力するだけでつながるわけですから、補完の意味でも、あって邪魔になるわけではないので、電波とケーブルが干渉し合うような話でもないし、お金もかからないし、そういう環境を整備していただいたほうが、政務調査費からまた持ち出しで、それぞれが月々何万円もかかりますというようなことをやるよりはいいんじゃないかなと思って提案させていただいているんです。政務調査費は余ったら返してもいいんですから。

○山内座長 いろいろご意見があつて、私も実のことを言うと、話についていけない部分がありまして申しわけないんですけれども、各会派で詳しい人がいると思うので——理解できないというのは本当に苦しいところであるんだけれども、説明もまた別に聞きたいなと思いますので、持ち帰るというのもなんだけれども、やっぱりちょっと各会派で持ち帰って、次回に何か妥協点が見出せるように議論してきていただきたいと思います。よろしいですか。申しわけない。

では、その次に参ります。その次は、議員専用駐車場の廃止についての協議に入ります。

それでは、あべ委員のほうから。

○あべ委員 これはずっと私は言っているものですから、取り上げさせていただきましたけれども、議会は実質的な公務日数というのはある程度限定されてくるわけですね。そうすると、議会の専用駐車場として今確保されていますけれども、あいている期間というのは結構多いわけですね。それを有効活用するということも必要じゃないかなということで、根本的なところはそこなんです。ですから、今専用で確保しているものが、議員が登庁するとき以外はあるという現状を何とかもっと効率的に使う。いわゆる機会費用で考えた場合には、大変無駄だということなものですから、その辺は議会で検討する課題ではないかなというふうに思っています。

それと、庁舎なんかがちゃんとしているところは、議会専用とかということじゃなくて、登庁したときに駐車パスみたいなので、機械式のところで入れるようなパスを持っているという議会もあつたりということで、必ずしも議会専用という枠でとっているんじゃなくて、駐車できるというようなシステムにしているところも——大田区はたしかそうだったと思います。

ですから、そういうことも含めて、世田谷区の資産でありますけれども、そこが使われないであいているというようなことを継続していることに関しては、ちょっといかがなも

のかなということで提案をさせていただきました。必ずしもどの方法がベストだということの提案はちょっとできないんですけれども、ただ、検討する素材としては、私は必要なことではないかなと思いますので、逆に無駄にならない使い方というのはどういう提案があるのか、皆さんからのご提案いただければいいかなというふうに思っております。

○高久委員 ちょっと1点確認なんですけれども、本会議のときなんかは、結構、逆に我々が車で行った場合に、遅い時間で行くと、もう入るところがないというような現状もあったりして、実際議員専用の駐車場と言われていても、実際50台はないんじゃないかなと私は思うんですけれども、現実何台ぐらい専用ということで確保されているんですか。

○星区議会事務局次長 議会用としては26台分を確保しています。車の使用を申し出ている議員さんは今38人いらっしゃいます。ですから、本会議のときなどは当然不足しますので、逆に総務課にお願いして駐車場をお借りするというような状況にもなっております。

○高久委員 ということは、本会議のときには総務部か総務課によって、総務部の車を一たんどこかに出してもらうというような形で確保を、議会事務局のほうでお願いしているというような状況ですか。

○星区議会事務局次長 総務課では、所管への貸し出し用としてスペースを確保している部分があります。そこをお借りしているということです。

○あべ委員 私のほうで提案の中身で余りこの点は言いたくなかったんですけれども、議員さんそのものが登庁する、役所に来る場合に、そもそも車で来なくちゃならないのかという議論ももちろん僕はあると思うんですね。今26台分を確保していて、実際に車で来ますよということで、多分駐車票か何かをもらっている人が38人、50人の定数でありますから、12人の方は車で来ていない。車を持っていない人もいるんでしょうし、そういう状況で、車で来る人には駐車場をセットで提供しようということの、私は今そういう要請が議会として必要なかどうか。逆に区民にそういうことを話をすると、それはちょっとおかしいんじゃないのという区民さんが多いというのも私は現状だと思いますので、今人数とか、そういう話もされてしまうと、そもそも論も議論をしていただかなければならないのかなというふうにも思ってしまうんですけれども、その辺も含めて、議会の専用というようなことでの駐車場のありようというのは検討していただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

議員も、特別ではありますけれども、一応公務員ですよ。普通の公務員さんは車で登庁するのは、役所に出勤するというのは認められていないわけですよ。ですから、議員

も公務員だということで考えれば、仕事をしに役所に来る場合に、車で来なくちゃならないということの理屈には私はならないんじゃないかと思います。その辺の根本的なことも含めて検討をしていただく必要はあるんじゃないかなと思います。極めて特権的なものではないかなと思います。一般の区民の方は料金を払っているわけですし、議員の方には専用駐車場として、登庁していないときでも専用の駐車場が整備をされているというのは、余り区民の方には納得できない現状ではないかな、余り説明ができないんじゃないかなと思います。

○羽田委員 あべ委員が今言われたこともよくわかるんですね。要するに、この問題を考えるときというのは、ほかの費用弁償とかを議論したときと同じなんですけれども、議員の動き方とか、役割といいますか、その辺とちゃんと一緒に考えないと、駐車場問題だけでは考えられないんですよ。車で来るのがいいのか、バイクで来るのがいいのか、自転車で来るのがいいのか、歩いたほうがいいのかと、それはあるんですけども、ただ、1人1人動き方がやっぱり違いますし、住んでいるところも違いますよね。だから、車で来るのがやっぱり効率的な人も当然いらっしゃるし、日常的な動き方でいうと、要するに地域の中をぐるぐる回っている人とか、直接そこで話を聞いてきている人もいるでしょうし、だから、余りそういう動き方を逆に動きづらくさせるようなことを私はさせる必要はないという考えなんです。だから、そういう角度からもその駐車場の問題というのは考えなくちゃいけないし、別に議会がなくなっても車で来ることだって結構あるわけですし、それはやっぱりその時間帯だけ、短時間とめたりだとか、そういうこともあるでしょうし、そういう動き方からちゃんと考えていく必要はあると私は思っているんですね。

○あべ委員 大変いいご意見をいただきましたから、反論させていただきますけれども、役所の施設というのはただじゃないんですよ。ほかの区民の皆さんは利用料を払って、今回行政改革の指針なんかでも、駐車料金に関しては100%取ろうというような話も出ていますよね。であれば、何も議員も行政財産を使用するのであれば料金を払ってもいいわけですよね。職場に来るという感覚であっても、何も車で来る必要性がないところに車で来ているということであれば、それはいわゆる受益者負担ということを考えれば、議員が役所に来るのに、車で来たいのであれば、駐車料金を払えばいいじゃないですか。それは区民に言ったら当然の話だと思いますよ。それは利用の仕方、車で来ないと遠いから駐車場を使いたいというのであれば、それなりのコストをやっぱり払うべきだと思います。

議員は役所から、税金から給料をもらっているわけで、何も特権的に役所の施設を利用

してもいいというような特権を与えられているわけではないと僕は思いますので、区民と同じようにやはり利用するのであれば、それなりのコストを払うということが私は正当だと思いますよ。職員だって、だれも車で——それは障害をお持ちの方とか、特定の方には車で来るということは許可をされているんでしょうけれども、我々は別に役所に来るのに、どうしても車で来なくちゃならないというのであれば、それは駐車場は区民と同じように設置をされているものを有料で使うということは何もやぶさかじゃないので、車で来るなど言っているんじゃなくて、専用駐車場というものの考え方をちょっと考え直さなくちゃならないんじゃないですか。行政資産を利用するのであれば、それなりのコストを払うというのは、それは区民にもそういうコストの負担を強いているわけですから、我々は議会という立場でそれを決議したり、提案したりする立場なんですから、区民と同じ目線でぜひ考えていく必要があるんじゃないでしょうか。

○中村委員　ちょっとあべ委員に聞きたいんですけども、例えば議会が、本会議がある日に車で来ましたと、駐車料金がかかりましたと、それは費用弁償で出るのか、政務調査費で落とせるのか、自腹なのか、もしくは何も公務じゃない日に来た場合にはどうなるのかというところはどういう分けになるんですか。

○あべ委員　我々は費用弁償が出ておりますよね。それは公共交通機関を利用した場合の費用弁償ということでありますから、基本は議会に来る場合には公共交通機関を利用して来るということが基本であって、それは今の現状としては、車で来ることもよしとしているだけであって、費用弁償の今の考え方からいえば、公共交通機関を利用した場合の費用弁償が出ているんじゃないですか。それをお金をもらっておいて、区民に、私はお金をもらっているけれども、車で来ています。専用駐車場を使っていますと言って、それは立派だねと言う区民がいるんですかね。私はそのほうがおかしいなと思いますけれども。

費用弁償は、公共交通機関で最短距離に関して算定をしているんですよ。そうしたら、我々は公務員という立場であれば、やはり公務員の皆さんと同じように公共交通機関を使って来るというのが基本的な考え方であって、議員は車で来るというのが基本的な考え方なんです。そこを逆に聞きたいですよ。議員は議会に車で来なくちゃならないんですか。そういう話じゃないですか。本会議のときに車で来なくちゃならないのはどうするんだという話なんだから、じゃ、本会議のときには議員というのは車で来るものなんですか。僕は初めて聞いたけれども。

○中村委員　どっちで来なきゃいけないということはないと思うんですけども、費用弁

償の算出のあり方としては、実費支給の計算ができづらいので、公共交通機関を使っていますよということであって、公共交通機関で来なさいよという話じゃないんだと思うんですね。

○あべ委員 区民に向かって街頭でそう言えばいいじゃないですか。

○中村委員 区民に向かってとかじゃなくて、今ここで議論している話の中で、例えばそれは、駐車場代は政務調査費では落とせるという認識なんですか、費用弁償は別として。

○星区議会事務局次長 まず費用弁償の考え方ですが、今中村委員がおっしゃったとおりで、条例上の書き方はこのような書き方になっていますので、読み上げます。「費用弁償として1日につき、当該議員の住所から議事堂までの間を交通機関を利用して往復とした場合の最も経済的な通常の経路として議長が認めたものに係る運賃に相当する額を支給する。」ということですから、これは費用弁償の計算方法としてこのような方法をとっております。

あと、職員の話になりますと、職員は通勤手当という考え方がありますので、そのあたりの考え方との関係が出てくると思います。

もう1つの政務調査費のお話ですが、政務調査費というのは、議員活動費として、議員の活動の費用として出すものですから、議会活動、公務においては政務調査費が基本的には使えません。ですから、閉会中に、例えばここで陳情のお話をお聞きするために車で来たといった場合に政務調査費というものはあるでしょうが、公務で来ている場合は、費用弁償が出ますので、当然それとぶつかりますので、出ないという考え方です。

○中村委員 だから、あべ委員は公共交通機関で来ることが望ましいという話ですよ。車で絶対来ちゃだめよという話じゃないわけですよ。来た際にかかった差額というか、公務の場合は費用弁償が出るから、それ以上オーバーした駐車場代は自腹で払えと、そうじゃない一般の普通の日、ここに来た場合は政務調査費で落とせばいいじゃないということではないんですか。

○あべ委員 私はそれは皆さんで議論していただいて、問題提起をしているわけですよ。何も議会に来るのに車で来る必要はないじゃないですかということが私の根本の提案ですよ。何も議会議員専用駐車場というのを整備して、世田谷区内で区役所に何らかの用事があって来る方が、全員が車で来るということはないでしょうし、区民の皆さんだって公共交通機関、バスに乗ったりなんかして来るのに、議員は来るときには、議員専用駐車場がふだんはあいているけれども、本会議があるときなんかだけは車に乗ってきますよという

ものを整備しておく必要があるんですかと、こういうことを言っているんです。

だから、来る場合に、何も車で来ることを前提に話しているんじゃないくて、いろいろ来方はあるでしょうから、そのことも含めてどういうふうな整理をして、今後議会に、今議会専用とされている駐車場のあり方も含めて、どういうふうに皆さんは考えて、どういう整理をされて、どういう結論を導き出すのか、皆さんで検討したほうがいいんじゃないですかということをご提案させていただいているわけですよ。だから、私がベストの方法が、これがベストですよという提示ができるということではないです。あくまで今の現状に関しては、私は疑問も持っていますし、これを区民の皆さんに胸を張って言えるような現状ではないと思うので、議会の総体として検討すべき課題だということで提示をさせていただいているのであって、私がこれは絶対の答えですよということではないです。ですから、皆さんでベストなものを逆に見つけていただきたい、提案していただきたいと思います。

○山内座長 話が一定の方向だけに行っちゃってしまして、ほかからは余りご意見が出ないようなので、きょう話し合ったこととか、あべ委員が提案したことについて、次回再度協議したいと思いますので、各会派、持ち帰って、きょうの様子を伝えていただければありがたいと思います。また、事務局で、これは研究会に参加されていない会派にもこういう話がありましたということを伝えていただければありがたいと思います。次回もご意見を聞きたいと思いますので、会派の中でちょっと議論をしてきていただきたいと思います。

それでは、次に参りたいと思います。次は、議員ポスト投函資料のデータ化について、中村委員。

○中村委員 ずっとかねてからペーパーレスは会派として言い続けています。すごくポスト投函資料が多いですし、本来読めということだと思うんですけども、そんな中に埋もれてしまって、アリバイ的に通知しましたよというようなものも正直あったりもするものですから、ぜひペーパーレスという、実際に渡されるものは手書きじゃなくて、もうこういう形式で打たれていますので、これをそのままデータでいただいたほうが、お金もかからないし、いいのかなというふうに思います。例えば1枚1枚スキャンしなきゃいけないというんだったら、とんでもない作業ですからあれなんですけれども、そもそもこういう形でもうでき上がっているのであれば、メールで済むんじゃないかなということです。

補足があれば。

○あべ委員 究極には今中村委員が言われたような議会事務局のほうでそういう情報のサービスを提供していただければ大変ありがたいんですけども、ただ、一足飛びにそこまで持っていくというのは、仕事量もふえるでしょうし、大変厳しいと思うんですね。ですから、その前段階で、確かに全員が毎日議会に来ていないという状況の中で、ポストに投函をされる資料というのは大変多いですね。しばらくぶりに来ると、すごい量の資料が投函をされていて、こんな資料がアリのバイ的に確かに投函されているなというふうに思うことがよくあるのは事実であります。ですから、せめてどういう資料が投函をされたのかということが、多分投函するに当たっては、議会事務局の側が各所管などから投函を依頼されて投函されているんだと思うんですね。所管が来て直接投函をしているんじゃないと思いますので、議会事務局のほうで何を投函したのかというのを把握しているのであれば、それを各議員で個別対応のものはまた別としても、全員同じものを投函するというものに関しては、例えばメールなりなんなりでお知らせをするとか、こういうものをきょうは投函しましたということがわかるようにしていただければ、これはちょっと大切な資料だから、私もとりになくちゃと行って来こともできますし、しばらくぶりに来たらすごい量が投函されていて、見るのも大変ということじゃなくて、いつどういう資料が投函されたのか、それをどれぐらいの間見ていなかったかというのも、それは自己責任なんだろうけれども、できれば投函された資料が、きょうは何が投函されたということだけでもわかれば、議会活動にとっては大変プラスではないかなというふうに思います。

議会の事務局のほうからメールをもらうという形式になるのか、もしくは例えば議会はホームページを持っていますから、議会のホームページに議会専用のアクセスのIDか何かで別ページを1つつくってもらって、そこにきょうは何を投函したというのをアップしてもらうとか、それは可能だと思うんですよ。議会専用のページをつくってもらって、議会の議員だったら、IDとパスワードを入れればそこにアクセスできますと。きょうは、何月何日は何とかの基本プランに関して投函しましたよとかなんとかというふうになっていけば、大変わかりやすいし、我々も整理がしやすいと思うんですね。2次的な段階で、今度はそれに関してパッドか何かがついていけばダウンロードも可能だというふうに2次的にするとか、段階を追って議会の我々の活動の糧になるような改革をぜひしていただきたいなというふうに思っているんです。究極は、最終的には中村委員が言ったようなことを目指せたらいいんですけども、なかなかすぐというのは体制上難しいでしょうから、その前のまず簡単なことからちょっとやっていただけないかなということです。どう

でしょうか。

○山内座長 このことに対しまして何か。

○中里委員 ペーパーレスということでは、うちの会派でちょっと試みているのは、コピーとかの複合機を会派で買って持っているんですけれども、それがスキャンしたデータをメールで飛ばせる機能がついていたんですよ。それを設定してみたところ、なかなか便利で、今まで紙をコピーして会議なんかをやっていたものを、それでスキャンして全員にメールで飛ばして、それぞれパソコンで見ながら会議するというようなことを最近試みているんですね。それはなかなか紙の量も減ってきて、非常にいいなという感触は持っています。

実際に出てくる資料というのは、いろんな部署からいろんなものが出てきて、今の役所のスタイルだと結局紙なんですよね。だから、スキャンしてメールで飛ばせるような機械があるということを我々はわかりましたから、例えば事務局でそういったものを用意して、紙を直接やるんじゃなくて、メールで送れる人には送るとか、そんなのも考えてはどうかなというのは思います。実際の操作としては、ファクスとかができる機械なので、ファクスのワンタッチ登録ってあるじゃないですか。あれと同じようにメールのあて先を登録しておく、ワンタッチでできるんですよ。非常に操作が楽で、実際にやるのにも負担なくできているんですね。だから、そういうこともちょっと検討してみていただいてはどうかなと思います。

○中村委員 それは何枚も入るんですか。

○中里委員 だから、普通のコピー機が、そのままファクスの機能がついているのがあるじゃないですか。ファクスのかわりにメールとしてPDFファイルを飛ばしてくれるんですよ。

○中村委員 両面もいけるんですか。

○中里委員 両面もいける。

○山内座長 それぞれの会派の意見を聞かなくてはいけないんですけれども、中里委員からいい機械があるというお話もあったし、あべ委員からも段階を踏んでというお話がありました。ただいまのこの提案の趣旨をまた持ち帰っていただいて、次回に反映できるようにしていきたいなと思います。先ほども言いましたけれども、事務局のほうで参加されていない会派の方の意見も聞いてください。

それで、本日意見がまとまらなかった各項目につきましては、引き続き次回協議をして

いきたいと思います。

これで検討分類における「施設整備」についてを一応終わりにいたします。

2として、次に、議会基本条例についてを議題といたします。本日は資料2、他自治体における議会基本条例の主な内容に記載してございます。世田谷区と同等規模の自治体の条例文ほか、前回の議研でご提案のあった勉強会に関して、資料3、議会基本条例に関する勉強会についての案をご用意いたしました。

まずは、資料2の他自治体における議会基本条例の主な内容について、事務局より説明をお願いいたします。

○星区議会事務局次長 資料2の他自治体における議会基本条例の主な内容についてでございますが、こちらは人口を基準としまして、世田谷区と同等規模の自治体における議会基本条例の条文を確認できた範囲で用意いたしました。ただ、多摩市につきましては、人口が15万人となっていますが、事務局が把握している限りでは、都内唯一の議会基本条例が制定されている自治体ということで用意しています。

また、各議会基本条例の主な内容と条の番号を大まかにまとめ、表にしております。各条例を比較する上で参考にさせていただきたいと思います。

○山内座長 他議会の議会基本条例を見比べることは余り機会のないことと思いますので、1度条文をお読みいただき、今後の議論につなげられるよう研究を進めておいていただきたいと思います。

次に、資料3、議会基本条例に関する勉強会について（案）をごらんください。前回の議論では、各会派とも勉強会開催については前向きであったことから、正副座長でこちらの資料を用意いたしましたので、内容について、事務局より説明をお願いいたします。

○星区議会事務局次長 資料3、議会基本条例に関する勉強会について（案）でございます。

1が開催日、2が講師候補者となっております、記載のとおりでございます。なお、講師の候補者につきましては、委員からの提案も含めて5人となっています。

3の勉強会の内容につきましては、議会基本条例の事例や制定経過等を紹介していただくということを予定しております。

4で、対象議員につきましては、議会運営全般に関することでございますので、議会制度研究会のメンバーだけでなく、全議員を対象としたらどうだろうということです。

ただし、5のその他にございますとおり、議会制度研究会は、議会運営委員会の任意的

な会議体でございます。勉強会につきましては、その意味で議会運営委員会が主催する勉強会といたしまして、議会運営委員会で決定した上で、議長のもとで全議員に声をかけるというようなことで考えていきたいということの案でございます。

○山内座長 勉強会については、このような考え方で開催に向けて準備をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの意見も踏まえた上で、このような内容で準備をさせていただきます。なお、具体的な開催日、12月中を想定しております。講師の選定についてですが、先方のご都合等もあることですので、この場ではちょっと無理だと思いますので、よろしければ正副座長に一任いただければと思っていますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内座長 ご異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○大庭委員 講師というのは、議会基本条例に大賛成の人ばかりということなんですか。例えば議会基本条例に対して批判的な人というのはいないんですか。つまりいいよ、いいよということだけの意見だけ聞いて、これは問題が多いよとか、これは余りどうだよとかというような人は現にいないの。つまり勉強会だとすれば、両方の意見を聞かないと本来はいかぬのじゃないかと。2人選んだとしても、両方ともいいよ、いいよという人ばかり聞いても、それってどうなんだろうね。何か批判的なものというのはないのかなとか、例えば今聞いたように、都内では1つしかやっていないということからすると、批判的な意見を聞くチャンスはないんですか。

○山内座長 1回目としてこの5人を選んだんですが、大体この方たちは行け行け派。

○星区議会事務局次長 行け行けというか、推進の立場の方です。

○山内座長 できれば、両方のことを聞いていくのが本来の形だと思いますので、今回はこの方たちの中で選んで勉強会をしますが、できれば違うご意見の方のお話なんかも聞いていくのも確かにいいことだと思いますので、大庭委員のただいまのご意見をいただいて、検討してまいりたいなとは考えております。

それでは、今回はこのようにさせていただきます。具体的な開催日は、講師の絞り込みができましたら、委員の皆様へ情報提供させていただいた上、私から議会運営委員長に報告をさせていただきます。

その他、前回の議研で大庭委員から図らずも出てきた政務調査費の名称について、この発言、そのことについて情報がありましたので、事務局より報告をさせていただきます。

○星区議会事務局次長 前回大庭委員より政務調査費に関する条例の名称の変更の是非についてのお尋ねがございました。これを調べましたら、条例の名称について変更することは可能であるということです。ただ、名称を変更する場合には、条例の冒頭で自治法の規定に基づく議員の調査研究に資する経費を政務調査費にかわる名称、何々より交付する旨の明示が必要だということです。

実際に23区中2区が政務調査費という呼び方ではなく、例えば政務調査研究費、研究を入れている。さらには、政務調査費じゃなくて区政調査研究費と、このような名称をつけているところがあります。

名称につきましては以上でございますが、続いて、資料4を用意させていただきましたので、見ていただきたいと思います。政務調査費に関する国の動きでございます。去る8月7日、全国市議会議長会より、この同日において地方自治法の一部を改正する法律案が衆議院の総務委員会で可決されたということです。その際、議員修正として、本資料の3点が原案に追加された旨の情報提供がありました。

この修正点の中には、政務調査費にかかわる部分が含まれてございます。その内容は、資料の第2の部分でございます。第2の部分では、まず1として、名称をこれまでの政務調査費を「政務活動費」に改める。これまでの交付の名目に「その他の活動」を追加して、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改めること。2としては、これまでの交付対象と額、交付方法に加えて、「政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとする」と加わったということです。さらに、3として、「議長は、政務活動費については、その使徒の透明性の確保に努めるものとする」とも追加されたということです。

今後、この法律が成立した際には、法文等に関する情報提供があるということでございます。

説明は以上ですが、きのうの新聞あたりですと、参議院が8月29日ぐらいいあって、そこで通過する見込みという記事を載せているところがありました。

情報提供としては以上です。

○山内座長 事務局の説明にありましたとおり、現在、国会において地方自治法の改正に向けての検討がなされているようで、しばらくは国のほうの動向を見守っていきたいと思

います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内座長 続きまして、何かございますか。

では、4次回研究会について。それでは、次回の研究会の日程について協議したいと思います。次の回は第3回定例会後に開催したいと思いますのですが、一応こちらで用意したのは、11月9日の金曜日の午後、12日の月曜日の午後、14日水曜日の午後あたりで開催できればと思いますが、ご予定はいかがでしょうか。

(日程調整)

○山内座長 それでは、11月9日金曜日1時から開催することに決定をいたします。

それで、できれば12月分もちょっと調整したいんですけども、12月13、14日の木、金なんですけれども、いかがですか。

(日程調整)

○山内座長 それでは、12月13日木曜日10時から開催予定ということでお願いいたします。

勉強会はまた改めて正副のほうで。先ほども言ったとおり、12月20日前後かな、勉強会を——この研究会の契約上、ある意味では一応12月まででしょう。だから、その年度内にやっぱり勉強会もやっておきたいなと思うし、その後続けるにしても、やっぱりここで1つやっておかないとまずいなというような気持ちが座長にはあります。また、大庭委員から宿題をもらったので、また違う意見の方の話もやるので、とにかく早目にやりたい。

○あべ委員 12月20日前後で勉強会、その3日ぐらいじゃ、逆にこの3日ぐらいでやるよというのを決めておいてもらったほうがいいですよ。19日、20日、21日のどれか……。

○諸星副座長 相手の講師、先方のことがあるんです。それからです。

○山内座長 まだまだ話をしていないので、申しわけないけれども、そのあたりということで、予定の多い忙しい時期なんですけれども、きょうのところはそこぐらいまででしょうがないね。

それでは、申しわけないですが、以上で第9回の議会制度研究会を閉会いたしたいと思います。10分オーバーいたしました。申しわけございませんでした。